

訪問看護政策関連ニュース 第2号



一般社団法人
全国訪問看護事業協会
The National Association for Visiting Nurse Service

訪問看護ステーションは
住みなれた場所で、自分らしく生きる
ことを支えます



令和8年度診療報酬改定議論の進捗

1. 中央社会保険医療協議会にて「在宅医療」の審議 ～訪問看護の課題と論点～

11月12日の中医協では、「在宅医療について(その3)」の審議が行われました。精神科訪問看護の役割や妊産婦・乳幼児への支援、ICTを活用した情報連携、訪問看護指示書の費用負担、安全管理、記録の在り方、過疎地域でのサービス効率化などが取り上げられました。これらの課題に対し、事業所や医療機関の評価、制度の明確化、研修の必要性などについて実態と論点が示されています。

1) 「精神科訪問看護について」

- ① 精神障害等の課題を抱える者を地域で支えるために、看護・ケアの拠点となる訪問看護事業所が求められる。
- ② 機能強化型訪問看護管理療養費3の要件である精神科重症患者支援管理連携加算が算定しにくい。
- ③ 精神科訪問看護療養費を算定している割合が高い訪問看護事業所ほど別表7,8に該当する利用者の割合が低い傾向があり、身体合併症を併発した場合に対応が困難な事業所がある。
- ④ 多職種連携としては、退院カンファレンス、多職種連携会議などに参加して顔の見える関係を構築している事業所がある

2) 「妊産婦・乳幼児への訪問看護について」

- ① 母が精神疾患などの場合、訪問時に育児支援(乳幼児の沐浴など)も看護として実施する場合や乳幼児患者への看護の一環で、母親に育児指導を行う場合の取り扱いがあいまいである。

3) 「訪問看護指示書の交付に係る取り扱いについて」

- ① 交付については医療機関の責任において行うものと示されているが、郵送に係る費用負担先の認識が統一されていない など。

これらの課題に対する論点は以下の8点です。

- ① 地域と連携して精神科訪問看護を提供する機能の高い訪問看護事業所の評価のあり方についてどう考えるか。
- ② 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を別表第8に追加することについてどう考えるか。
- ③ 妊産婦や乳幼児の訪問看護を行う場合に、本人へのケアと併せて、子の育児支援や、母の育児指導等を行う時間を提供時間に含まれることを明確化することについて、どう考えるか。
- ④ 訪問看護事業所が地域の関係機関等とICTを用いて情報連携・活用した場合の評価を設けることについてどう考えるか。
- ⑤ 訪問看護指示書の交付に係る郵送代について、保険医療機関が負担することを明確化することについてどう考えるか。
- ⑥ 訪問看護事業所の従事者が医療安全に係る研修を受講することについてどう考えるか。

- ⑦ 記録等に、看護過程の評価と評価に基づくアセスメントや、実際の訪問開始時刻と終了時刻を記載すること等を明確化することについてどう考えるか。
- ⑧ 特別地域訪問看護加算について、移動時間のみによる評価となっているが、移動及び訪問看護の提供の合計にかかる時間が極めて長い場合も含めて評価することについてどう考えるか。

中医協構成メンバーの診療側・保険者側ともに、②～⑧に関しては概ね賛成、①について診療側の委員から、精神科訪問看護に特化している事業所が2割程度あり、質の向上の担保が必要との意見がありました。

資料は本会 HP 並びに以下を参照してください。

本会 HP: <https://www.zenhokan.or.jp/new/new2696/>

厚生労働省資料: <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001594226.pdf>

2. 社会保障審議会介護保険部会にて介護支援専門員の更新制廃止等の議論

10月27日の介護保険部会では介護支援専門員の資格要件、更新性や法定研修の在り方等が議論されました。介護支援専門員の不足や法定外の業務の実態が報告され、下記の内容に賛同の意見が多くありました。

- 1) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師について、新たに受験資格として認めることとしてはどうか。
- 2) 資格要件を現行の5年の実務経験年数について3年に見直しすることとしてはどうか。
- 3) 研修受講を要件とした資格の更新の仕組みは廃止し、研修は一定期間(5年間等)の間に自由なタイミングで分割して受講。

また11月10日の介護保険部会では、特例介護サービスについての議論がありました。現在の基準該当・離島等相当に加え、以下の提案がなされています。

- 1) 中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービス提供を行う枠組みを設ける。
- 2) 新しい類型の特例介護サービスについては、居宅サービス等だけではなく、地域密着型サービスや施設サービスを対象にすることも考えられる。
- 3) 包括的な評価(月単位の定額払い)の選択肢を確保すること提案されました。
- 4) 中山間・人口減少地域において、介護サービスを、給付に代わる新たな事業(新類型)として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設ける。

各提案に対し、メリット・デメリットを勘案しながらの意見交換がなされております。資料につきましては、以下を参照してください。

厚生労働省資料: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65232.html (10月27日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65728.html